

久留米市ファミリー・サポート・センター業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米市ファミリー・サポート・センター業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 ファミリー・サポート・センター業務委託
- (2) 業務内容 地域においてこどもの預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者からなる会員組組織として支援を行う。
(詳細は「久留米市ファミリー・サポート・センター業務委託仕様書」のとおり)
- (3) 業務期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
(契約締結日から令和7年3月31日までは業務引継ぎ等の準備期間とし、実際の業務開始は令和7年4月1日からとする。)
- (4) 業務場所 久留米市天神町8番地リバー5階で行うこと。ただし、講習会、交流会等の開催などは、業務の必要性に応じて、適切な場所で行うものとする。

3. 予算額

業務における年間の見積額の上限は次のとおりとし、消費税法第6条別表第二-7-ロに定める非課税取引とする。

見積額の上限(年額)	18,061,000円
令和7年度から令和11年度	90,305,000円

4. 実施形式 公募型

5. スケジュール

令和6年10月18日(金)	公募開始
令和6年10月28日(月)	質問書受付締切
令和6年11月6日(水)までに回答	質問書に対する回答
令和6年11月12日(火)	参加申込書等の提出締切
令和6年11月19日(火)	企画提案書等の提出締切
令和6年11月28日(木)までに通知	資格審査の結果通知
令和6年12月16日(月)	プレゼンテーションの実施
令和6年12月下旬【予定】	審査結果通知の送付
令和7年1月【予定】	契約締結

※ 受付時間はいずれも平日8時30分から17時15分までとする。

※ 実施期間または期日については、変更することがある。

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料(個人事業主に限る。)
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税

- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第1号様式）を電子メールに添付して、「18. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年10月28日（月） 17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年11月6日（水）までに、質問書（第1号様式）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込書・参加資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書、及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 参加申込書（第2号様式） | 1部 |
| イ 参加資格に係る申立書（第3号様式） | 1部 |
| ウ 登記事項全部証明書 | 1部 |
| ※参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。 | |
| エ 役員等調書及び照会承諾書（第7号様式） | 1部 |

(2) 提出期間及び時間

令和6年10月18日（金）から令和6年11月12日（火）（土日祝日を除く。）までの8時30分から17時15分まで（必着）。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

9. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- | | |
|--------------------------------|----|
| ア 業務実績調書（第4号様式） | 1部 |
| イ 会社概要（第5号様式） | 1部 |
| ウ 主担当者の経歴表（第6号様式） | 1部 |
| ※複数名いる場合は担当者毎に記載すること。 | |
| エ 納税（滞納なし）証明書（下記参照） | 1部 |
| ※参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。 | |
| オ 価格提案書（第8号様式） | 1部 |
| カ 企画提案書 9部（「10. 企画提案書作成方法」を参照） | |

キ 委任状（第9号様式） 1部（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得 税、消費税及び 地方消費税	国税に未納がない 証明（納税証明書 その3の3）	国税に未納がない 証明（納税証明書 その3の2）
市外 (県内)	福岡県税	法人事業税 個人事業税	福岡県税に未納が ない証明	福岡県税に未納が ない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市 県民税、固定資 産税、軽自動車 税	久留米市税に滞納 がない証明	久留米市税及び国 民健康保険料に滞 納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出）

(2) 提出書類及び提出期間

令和6年10月18日（金）から令和6年11月19日（火）（土日祝日を除く。）ま
での8時30分から17時15分まで（必着）。

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたこ
とが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り
受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「18. 問い合わせ先」に記載する担当窓口。

10. 企画提案書作成方法

(1) 様式等の形式

- ア 表紙 「久留米市ファミリー・サポート・センター業務企画提案書」と記載。
- イ 様式 A4版縦型・長辺綴じ
(印刷の色は、カラー、白黒を問わない。ページ番号を付すこと。)
- ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き
(図表中に使用する文字については、この限りではない。)
- エ 提出部数 9部（正1部、副8部）。副8部は会社名を除く。
- オ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書は、「11. 審査方法」の表に示す構成とすること。（「12. 候補者の選考
方法」に示す評価基準を踏まえ、評価項目に沿った記載とすること。なお、価格提案
は企画提案書には記載しないものとする。）下表に示す構成とすること。
- イ 評価内容に留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制
限枚数の範囲に収めること。
- エ 企画提案書には、必ず次の各項目の番号を明記し、ページ番号を付けること。
- オ 提案書中には会社名が判別できる記載は行わないこと。

1.1. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合でも本プレゼンテーションは実施する。

(1) 評価項目

提案書等の評価項目及び評価内容は下表のとおりである。

	評価項目	評価内容
1	基本方針	本市の状況、課題等を踏まえた業務の実施方針、手順等を記載のこと。
2	業務遂行体制	業務を的確に実施するための、人員配置、研修体制、担当者の経験年数等について記載のこと。
3	各業務の実施内容	各業務の目的を達成するために高い効果を見込むことができる内容を記載のこと。
4	危機管理対応	災害、事故等によって業務を中断せざるを得ない状況が発生した場合の応急対応、事業継続のための手法等について記載のこと。
5	追加提案	子育て家庭のニーズや課題に関する考え方、事業者独自のアピールを記載のこと。
6	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。

(2) プレゼンテーション実施日

令和6年12月16日（月）

(3) 実施場所

企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 提案時間 20分

(5) 質疑応答 20分

(6) 参加人数 3人以内

(7) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

1.2. 候補者の選考方法

(1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の者を次順位候補者とする。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

(2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約相手方の候補者として選定する。ただし、評価点の合計点が6割を上回る者が1者もない場合は本プロポーザルを中止することがある。

	評価項目	評価基準
1	基本方針	業務目的、内容、実施条件等に対する理解が的確で、提案内容に反映されているか。
2	業務遂行体制	提案された業務を実施することができる体制が整えられており、責任者や担当者、及びその役割や経験等が示されているか。市、広域との連携が取れる体制となっているか。
3	各業務の実施内容	仕様書に記載している各業務の内容を的確に理解し、目的を達成するために高い効果を見込むことができる内容となっているか。

4	危機管理対応	災害、事故等によって業務を中断せざるを得ない状況が発生した場合の応急対応、事業継続のための手法等について記載されているか。
5	追加提案	子育て家庭のニーズや課題に関する考え方、事業者独自のアピールが記載されているか。
6	業務実績	これまでに同種・類似業務において実績があるか。その他評価できる実績があるか。
7	価格提案	提案価格に応じて配点。

1.3. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和6年12月下旬【予定】

1.4. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合

1.5. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約締結過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1.6. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.7. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.8. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。

イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。

ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。

エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止するこ

とがあるが、この場合、本プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和7年度から令和11年度までのそれぞれの年度の当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

18. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市子ども未来部こども子育てサポートセンター（担当：中島）

電話 0942-30-9302 ファクシミリ 0942-30-9718

電子メールアドレス kokosapo@city.kurume.lg.jp